

公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書新旧対照表

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号
 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号
 一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領」（平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知）により基金管理団体として選定された公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 ～ 第 6 条 （略）</p> <p>（国が承認した事業実施計画の把握等）</p> <p>第 7 条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、<u>実施要綱第 4 の 2 の事業を除く</u>補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領」（平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知）により基金管理団体として選定された公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 ～ 第 6 条 （略）</p> <p>（国が承認した事業実施計画の把握）</p> <p>第 7 条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、補助金交付事業について、<u>生産局長又は地方農政局長等</u>（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府</p>

県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 実施要綱第4の2の(1)、(2)及び(3)の事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続を行うものとする。

(1) 会長が別に定める公募要領により応募した団体の中から事業実施主体を選定し、その結果を生産局長に報告するものとする。

(2) 事業実施主体が提出した事業実施計画書を取りまとめ、生産局長に提出し、承認を受けるものとする。

(3) 生産局長から承認があった場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

第8条 (略)

第9条

第1項 ～ 第6項 (略)

7 会長は、実施要綱第4の2の(1)、(2)及び(3)の事業について、生産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業実施主体から実施状況の報告を受けるものとする。

第10条 ～ 第23条 (略)

附 則

この業務方法書は、生産局長の承認のあった日(平成28年3月2日)から適用する。

沖縄総合事務局長。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を生産局長又は地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

(新 設)

第8条 (略)

第9条

第1項 ～ 第6項 (略)

(新 設)

第10条 ～ 第23条 (略)

附 則

この業務方法書は、生産局長の承認のあった日(平成28年3月2日)から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成28年11月17日（理事会の決議のあった日）から施行し、生産局長の承認のあった日（平成28年12月14日）から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成29年3月15日（理事会の決議のあった日）から施行し、生産局長の承認のあった日（平成29年3月15日）から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成28年11月17日（理事会の決議のあった日）から施行し、生産局長の承認のあった日（平成28年12月14日）から適用する。